



平成 20 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 大証金 (大阪証券金融株式会社)
代 表 者 名 取締役社長 堀田 隆夫
(コード番号 8512 東証・大証 第一部)
問 合 せ 先 取締役企画総務部長 西 山 剛
TEL (06) 6233-4510

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 22 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「金融商品取引法」の施行に伴い、証券会社の法律上の名称が「金融商品取引業者」に変更されたことなどから、現行定款第 2 条 (目的) および第 22 条 (代表取締役) について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 20 年 6 月 25 日 |
| 定款変更のための効力発生日 | 平成 20 年 6 月 25 日 |

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>証券取引所の取引参加者に対し、信用取引等の決済に必要な金銭または有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務</u></p> <p>(2) <u>証券会社またはその顧客に対し金銭を貸し付ける業務</u> (第1号に掲げる業務を除く)</p> <p>(3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務 (第1号および第2号に掲げる業務を除く)</p> <p>(4) 有価証券の貸借 (第1号に掲げる業務を除く) または有価証券の貸借の媒介もしくは代理業務</p> <p>(5) 有価証券の受渡に関する代理業務</p> <p>(6) 有価証券の保管に関する業務</p> <p>(7) 有価証券または各種債権の取得または譲渡</p> <p>(8) 国債の元利金支払の代理業務</p> <p>(9) その他前各号の<u>業務</u>に附帯または関連する業務</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、<u>証券会社</u>の役員または従業員である者は、代表取締役となることができない。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 信用取引等の決済に必要な金銭または有価証券を、<u>大阪証券取引所が開設する取引所金融商品市場</u>の決済機構を利用して貸し付ける業務</p> <p>(2) <u>金融商品取引業者</u>またはその顧客に対し金銭を貸し付ける業務 (第1号に掲げる業務を除く)</p> <p>(3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務 (第1号および第2号に掲げる業務を除く)</p> <p>(4) 有価証券の貸借 (第1号に掲げる業務を除く) または有価証券の貸借の媒介もしくは代理業務</p> <p>(5) 有価証券の受渡に関する代理業務</p> <p>(6) 有価証券の保管に関する業務</p> <p>(7) 有価証券または各種債権の取得または譲渡</p> <p>(8) 国債の元利金支払の代理業務</p> <p>(9) その他前各号に附帯または関連する業務</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、<u>金融商品取引業者</u>の役員または従業員である者は、代表取締役となることができない。</p> |